

■ 総則

- 第1条** 富山県吹奏楽コンクールは、富山県学校吹奏楽連盟に加盟する団体（1団体1部門）が参加して実施する。
- 第2条** 実施会場・日時は、富山県学校吹奏楽連盟常任理事会でこれを決める。
- 第3条** 理事会は、その年の富山県吹奏楽コンクールの必要事項を5月末までに決定する。

■ 実施部門および参加人員

- 第4条** 実施部門は次のとおりとし、参加団体は該当する部門に参加するものとする。

- (1) 小学生部門 (2) 中学生A部門 (3) 中学生B部門 (4) 高等学校A部門
(5) 高等学校B部門 (6) 大学部門 (7) 職場・一般部門

- 第5条** 各部門の参加人員は次のとおりとする。ただし、指揮者はこの人数に含まれない。

- (1) 小学生部門 制限なし
(2) 中学生A部門 50名以内 (3) 中学生B部門 30名以内
(4) 高等学校A部門 55名以内 (5) 高等学校B部門 30名以内
(6) 大学部門 55名以内 (7) 職場・一般部門 65名以内

■ 資格

第6条

1 各部門の参加資格は次のとおりとする。ただし、同一人が二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。なお、年齢については問わない。

(1) 小学生部門

構成メンバーは同一小学校、地域バンド等、複数校混合の団体（以下、合同バンド）に在籍している小学生とする。参加形態は第6条1項(1)(2)補足のとおりとする。

(2) 中学生部門（中学生A部門、中学生B部門）

構成メンバーは同一中学校、地域バンド等、合同バンドに在籍している中学生とする。（同一経営の学園内、または同一団体の小学生の参加は認める。）参加形態は第6条1項(1)(2)補足のとおりとする。

(3) 高等学校部門（高等学校A部門、高等学校B部門）

構成メンバーは同一高等学校に在籍している生徒とする。（同一経営の学園内小学生・中学生の参加は認める。）高等学校の統廃合に関わる場合は、第6条1項(3)補足のとおりとする。

(4) 大学部門

構成メンバーは同一の大学に在籍している学生（大学院生を含む）とする。ただし、管楽器・打楽器・コントラバス専攻学生の参加は認めない。

(5) 職場・一般部門

構成メンバーは当該団体の団員とする。団体・団員の詳細は第6条1項(5)補足のとおりとする。

2 その他、第6条1項(1)(2)補足②③に該当しない団体の参加については、富山県学校吹奏楽連盟でこれを検討し、参加の可否を決定する。

第7条 課題曲・自由曲は同一メンバーが演奏しなければならない。ただし、楽器の持ち替えは認められる。

第8条 指揮者の資格については制限しないが、課題曲・自由曲ともに同一人が指揮しなければならない。

第9条 参加団体の資格に疑義のあるときは、出場を停止または入賞を取り消すことがある。

■ 課題曲・自由曲および演奏時間

第10条 課題曲はスコアに指定された編成とする。自由曲の編成は木管楽器・金管楽器・打楽器（擬音楽器を含む）とする。ただし、コントラバス・ピアノ・チェレスタ・ハープの使用は認める。自由曲での歌声については、スキヤット・ハミングは認めるが、歌詞は認めない。

第11条 中学生A部門、高等学校A部門、大学部門、職場・一般部門は、課題曲と自由曲を演奏し、その演奏時間は12分以内とする。演奏時間とは、課題曲の演奏開始から自由曲の演奏終了までの時間をいう。また、小学生部門、中学生B部門、高等学校B部門は自由曲のみを演奏し、その演奏時間は7分以内とする。

第12条 演奏時間が超過した場合は失格とする。

第13条 著作権の存在する楽曲を編曲して自由曲とする場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けずにコンクールに出場することは認めない。著作権について申請に疑義のあるときは、出場を停止または入賞を取り消すことがある。(第13条補足参照)

第14条 出演順は団体代表者により抽選で決める。

第15条 審査員は常任理事会で選出し、これを会長が委嘱する。

第16条 表彰は各部門ごとに金賞・銀賞・銅賞のいずれかを贈る。

■ 県代表

第17条 北陸吹奏楽コンクールに本県より推薦する団体数は、北陸吹奏楽連盟の定めるところによる。

■ その他

第18条 その他開催上の細目については実行委員会が定める。

第19条 この規定は本連盟の理事会の議決により改定することができる。

富山県吹奏楽コンクール審査規定

富山県学校吹奏楽連盟

- 第1条** この規定は富山県吹奏楽コンクール実施規定に基づき、審査および判定について定めるものである。
- 第2条** 審査員は課題曲100点、自由曲100点とし、合計200点満点で評価する。ただし、自由曲のみの部門は、自由曲を100点満点で評価する。
- 第3条** 審査結果の判定は、理事長、副理事長、代表理事、事務局長からなる判定委員会が行う。
- 第4条** 判定委員会は審査員の評価に基づき各部門ごとに金賞・銀賞・銅賞の3段階のグループ分けを行う。
- 第5条** 第4条による結果は審査員の了承を得る。
- 第6条** 審査講評は出演団体に渡す。
- 第7条** この規定は理事会の議決により改定することができる。

富山県吹奏楽コンクール実施規定の補足

富山県学校吹奏楽連盟

1 第6条1項(1)(2)補足

第6条1項(1)(2)に定める部門の参加形態は以下の通りとする。

① 単独校（従来どおりの参加形態）

② 地域バンド等

任意の個人または団体が組織し、小学生・中学生で構成された団体。

③ 合同バンド

部員不足により単独の学校単位で大会に参加できない小学校・中学校が、校長の許可のもと、編成する団体。

注1 小学生と中学生が合同で参加する場合は、中学生部門に参加すること。

注2 中学生の合同バンドは、中学生A部門、中学生B部門のいずれかに参加申込みができる。ただし、その合同バンドを構成する加盟団体がA・B部門の規定参加人員に対して「部員不足により単独の学校単位で大会に参加できない中学校」に該当していることが前提である。疑義あるときは富山県学校吹奏楽連盟でこれを協議し、参加の可否を決定する。

注3 合同バンドは、合同バンドを構成しているそれぞれの学校が所属している地区に関係なく結成することができる。ただし、所属地区の違う学校が合同バンドを結成して富山県吹奏楽コンクールに参加した場合、合同バンドを構成しているそれぞれの学校は、いずれの地区でも富山県アンサンブルコンテスト地区大会に参加することはできない。

注4 中部日本吹奏楽コンクール富山県大会に合同バンドで参加する場合については、注2、3は適用されない。

2 第6条1項(3)補足

高等学校の統廃合に関わる場合は、統廃合該当校における合同での出場を認める。合同で出場する場合の団体名は、新しい学校名で出場するものとする。

3 第6条1項(5)補足

コンクールの参加における職場・一般団体の構成メンバーは、原則富山県内に居住、もしくは勤務する者とし、富山県吹奏楽コンクール実施規定第7条に該当しない限り自由とする。ただし、職業演奏家の参加は認めない。

4 第13条補足

作曲者の死後およそ70年を経ていない大半の作品には著作権が存在する。

編曲の管理は、日本音楽著作権協会ではなく著作権者（作曲者またはその楽譜の出版社）が行っている。使用する自由曲の楽譜がレンタル譜・ライセンス譜、未出版、販売譜のいずれかを確認し、レンタル譜・ライセンス譜、未出版の場合は、演奏許諾書を大会参加申込時に提出しなければならない。

平成 4年 6月10日 実施

平成 9年 6月 6日 改定
平成10年 4月18日 改定
平成15年 4月24日 改定
平成18年 5月20日 改定
平成19年 4月12日 改定
平成21年 5月23日 改定
平成27年 5月14日 改定
令和 3年 3月25日 改定
令和 6年 3月26日 改定